

奈良市公報

号外第11号

令和元年11月規則等

令和2年3月31日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務カシンス課長
制作 株式会社 明新社

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
11 7	35	奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	保育所・幼稚園課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 13	332	奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱	産業政策課
11 13	333	奈良市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	危機管理課
11 18	336	奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	介護福祉課
11 25	345	金融機関の指定の一部改正	会計課

訓 令 甲

月 日	番号	件 名	主 管
11 29	3	奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課

監 査 委 員

月 日	番号	件 名
11 21	10	奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程

規 則

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第35号

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年奈良市

規則第64号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（食事の提供に要する費用の支払いの免除に関する事項の通知）

第6条 府令第7条第1項第2号に掲げる事項について決定したときは副食費徴収免除通知書（別記第13号様式）により、当該決定を取り消したときは副食費徴収免除取消通知書（別記第14号様式）により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

別記第12号様式の次に次の2様式を加える。

第13号様式（第6条関係）

年	月	日
奈良市長		印
副食費徴収免除通知書		
<p>子ども・子育て支援法施行細則第6条に基づき、下記のとおり次の教育・保育給付認定子どもの副食費について、徴収を免除しますので通知します。</p>		
記		
氏名	年	月
生年月日	年	月
入所番号	年	月
施設の名称	年	月
免除開始年月	年	月
免除理由		

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第14号様式(第6条関係)

日	印
年	奈良市長
月	
様	
副食費徴収免除取消通知書	
子ども・子育て支援法施行細則第6条に基づき、下記のとおり次の教育・保育給付認定子どもどもの副食費について、徴収の免除を取り消しましたので通知します。	
記	
氏名	
生年月日	年 月 日
入所番号	
施設の名称	
免除取消年月	年 月
取消理由	
(注)余白にこの処分についての不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年11月7日揭示済)

告 示

奈良市告示第332号

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和元年11月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱
(趣旨)

第1条 奈良県地方創生総合戦略(平成27年12月策定)及び奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年10月策定)に基づき、本市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業(以下「移住支援事業」という。)において、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。)から本市に移住した者が、交付対象者の要件に該当した場合に予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(移住支援金の種類及び額)

第2条 移住支援金は、次の各号に掲げるものとし、その

額は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 移住支援金(単身者向け) 60万円
 - (2) 移住支援金(世帯向け) 100万円
- (交付対象者)

第3条 移住支援金(単身者向け)の交付を受けることができる者は、第1号及び第2号の要件に該当する者であつて、かつ、第3号又は第4号の要件に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条に規定する特別区(以下「特別区」という。)に住民票を置き、かつ、連続して5年以上居住し、当該居住地から本市に転入した者

イ 東京圏(条件不利地域(離島振興法(昭和28年法律第72号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の規定により指定された区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)を除く。)に居住し、特別区内に存する勤務先に連続して5年以上通勤した者(本市に転入した日(以下「転入日」という。)から起算して3箇月前の日において連続した5年以上の勤務実績があることを要する。)で、当該居住地から本市に転入したもの。ただし、当該勤務先を退職した日から転入日までの間に特別区又は奈良県以外の都道府県に存する勤務先に勤務(雇用保険の

被保険者として雇用された場合に限る。) した場合は、この限りでない。

ウ その他市長が特に必要と認める者

(2) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 転入日が令和元年8月1日以降であること。

イ 転入日から起算して3箇月を経過した日から転入日から起算して1年を経過した日までの間に移住支援金の交付申請を行うこと。

ウ 移住支援金の交付申請を行った日(以下「申請日」という。)から起算して5年以上、本市に継続して居住する意思があること。

エ 暴力団等(奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)に該当しない者

オ 日本の国籍を有する者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第2号に規定する外国人で同法別表第2に掲げる在留資格を有するもの若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条から第5条までの規定による特別永住者

(3) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 県実施要領に規定するマッチングサイト(以下「奈良県マッチングサイト」という。)に掲載されている法人等(以下「対象法人等」という。)に勤務すること。ただし、配偶者又は3親等以内の親族が勤務している対象法人等の役員(取締役、執行役、会計参与及び監査役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。)である場合を除く。

イ 勤務している対象法人等への求人の応募を行った日が、奈良県マッチングサイトに当該対象法人等が掲載された日以後の日付であること。

ウ 申請日において対象法人等に連続して3箇月以上勤務しており、当該対象法人等と期間の定めのない新規の労働契約(1週間当たり20時間以上勤務していることを要し、転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更を除く。)を締結していること。

エ 申請日において勤務している対象法人等に引き続き5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(4) 申請日から起算して1年前の日から申請日までの間に県実施要領に規定する起業支援金の交付決定を受けている者

2 移住支援金(世帯向け)の交付を受けることができる者は、前項第1号から第3号までの要件に該当する者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住支援金(世帯向け)の申請者(以下この項において「申請者」という。)を含む2人以上の世帯員が、本市への転入前の居住地において同一の世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が全て申請日において同一の世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員が全て令和元年8月1日以降に本市へ転入したこと。

(4) 申請日において申請者を含む2人以上の世帯員が全て本市への転入日から起算して3箇月を経過した日から本市への転入日から起算して1年を経過した日までの間にあること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員が全て暴力団等に該当しないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金(単身者向け)及び移住支援金(世帯向け)(以下これらを「支援金」という。)の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人であることを確認できる書類(本人の写真が掲載されているものに限る。)の写し

(2) 在留資格が確認できる書類の写し(支援金の交付を受けようとする者が外国人である場合に限る。)

(3) 転出元の住民票除票の写し(複数人世帯の支援金の交付を受けようとする場合は、該当する世帯員分を含む。)

(4) 移住支援金における就業証明書(別記第2号様式)(第2条第1号及び第2号の要件に該当する者であって、かつ、第3号の要件に該当するものとして支援金の交付を受けようとするものに限る。)

(5) 転出元における勤務実態又は経営実態を確認できる書類等(第2条第1号イの要件に該当する者として支援金の交付を受けようとするものに限る。)

(6) 奈良県から交付された起業支援金交付決定通知書の写し(申請日から起算して1年前の日から申請日までの間に交付されたものに限る。)(第2条第1号及び第2号の要件に該当する者であって、かつ、第4号の要件に該当するものとして支援金の交付を受けようとするものに限る。)

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、支援金を交付することが不適当と認める場合は、移住支援金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 前条第1項の規定により、支援金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、移住支援金交付請求書(別記第5号様式)を市長に提出し、支援金を請求するものとする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者に対し、支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の

理由により移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、書面で再交付願を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書を申請者に交付するものとする。

(変更事項の届出)

第9条 交付決定者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、交付決定者又は対象法人等に対し、移住支援事業が適切に実施されたか否かを確認するため、必要に応じ、本市移住支援事業に関し報告を求め及び立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、勤務先の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全部を取り消す場合

ア 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合

イ 申請日から起算して3年を経過するより前に本市

から転出した場合

ウ 申請日から起算して1年を経過するより前に第2条の要件を満たす職を退職した場合

エ 第2条第1項第3号に規定する交付決定を取り消された場合

オ 第10条の報告及び立入調査に応じない場合

(2) 一部を取り消す場合

申請日から起算して3年を経過する日から5年を経過する日までの間に本市から転出した場合

(支援金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、申請者に対し、移住支援金返還命令書(別記第6号様式)により通知する。

2 市長は、第5条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた者の申請日から5年間の居住状況について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写し等により確認するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年11月13日から施行する。

別記
第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

移住支援金交付申請書

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第4条に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ	生年月日	
氏名	年 月 日	電話 番号
住所	〒	
メールアドレス		

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	世帯	世帯の場合(同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない))	人
移住支援金の種類	単身	就業	就業

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

「奈良市移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
「奈良市移住支援事業に係る個人情報情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
「暴力団排除に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
申請日から5年以上継続して、奈良市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載)就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

奈良市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 奈良市移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び奈良市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住支援金の支給要件や居住状況を確認するため、奈良市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。
- 3 以下の場合には、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 申請日から起算して3年を経過するより前に本市から転出した場合：全額
 - (3) 申請日から起算して1年を経過するより前に交付要綱第2条の要件を満たす職を退職した場合：全額
 - (4) 交付要綱第3条第1項第4号に規定する交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 交付要綱第10条の報告及び立入調査に応じない場合：全額
 - (6) 申請日から起算して3年を経過する日から5年を経過する日までの間に本市から転出した場合：半額

5 (東京23区)の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

就業先	就業場所(住所)	就業地
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード (奈良県及び奈良市使用欄)

奈良市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

奈良県及び奈良市は、奈良市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、奈良県及び奈良市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、奈良県及び奈良市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

暴力団排除に関する誓約事項

奈良市移住支援金の交付を申請するにあたり、また、支援金の対象期間内及び完了後において、下記事項について誓約します。

また、暴力団等であるか否かの確認に必要な場合には、奈良市が奈良県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（奈良市暴力団排除条例に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（奈良市暴力団排除条例に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員等の反社会的勢力
- (5) 暴力団員等の反社会的勢力と密接な関係を有する者

第2号様式（第4条関係）

(宛先) 奈良市長

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

第3号様式（第5条関係）

年 月 日
第 号

様

奈良市長 印

移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、移住支援金について、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

下記のとおり相違ないことを証明します。

移住支援金 _____ 円

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

奈良市移住支援事業における移住支援金交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、奈良県及び奈良市の求めに応じて、同奈良県及び奈良市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(備考)

- 1 奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合；全額
 - ・申請日から起算して3年を経過するより前に本市から転出した場合；全額
 - ・申請日から起算して1年を経過するより前に交付要綱第2条の要件を満たさず職を退職した場合；全額
 - ・交付要綱第3条第1項第4号に規定する交付決定を取り消された場合；全額
 - ・交付要綱第10条の報告及び立入調査に応じない場合；全額
 - ・申請日から起算して3年を経過する日から5年を経過する日までの間に本市から転出した場合；半額
- 2 奈良市は、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、奈良市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

第4号様式(第5条関係)

- 3 フラット3.5地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について
- ・この通知書はフラット3.5地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット3.5地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット3.5地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様

奈良市長 印

移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、移住支援金について、次のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

不交付決定の理由

管理コード

第5号様式（第6条関係）

移住支援金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付第 号により交付の決定を受けた移住支援金について、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき次のとおり請求します。

1. 交付決定額

円

2. 請求金額

円

3. 振込先

金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	
預金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

4. 添付書類

振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し）

第6号様式（第12条関係）

様

年 月 日

奈良市長 印

移住支援金返還命令書

年 月 日付で交付決定した移住支援金につきましては、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第12条の規定により下記のとおり当該支援金の返還を命じます。

記

1. 返還金額

2. 返還期限

3. 返還理由

4. 返還方法

(令和元年11月13日揭示済)

奈良市告示第333号

奈良市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱を次のように定める。

令和元年11月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日付閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、本市の武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に係る基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊標章等の交付対象者)

第2条 市長は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。以下同じ。)において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に掲げる者(以下「対象者」という。)に対し、特殊標章等(国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章(別表に掲げる腕章、帽章、旗及び車両章をいう。)及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付を行うものとする。

(1) 市の職員(奈良市職員定数条例(昭和28年奈良市条例第1号)第2条第9号に規定する消防職員を除く。)で、国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 消防団長及び消防団員

(3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(特殊標章等の交付)

第3条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記第1号様式。以下この条において「交付台帳」という。)に登録の上、特殊標章等を作成して交付するものとする。

2 前条第3号及び第4号に掲げる者は、特殊標章等の交付を受けようとするときは、特殊標章等に係る交付申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、その内容を適正と認めるときは、交付台帳に登録の上、特殊標章等を作成して交付するものとする。

(腕章及び帽章の交付)

第4条 市長は、第2条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護

措置に係る職務の内容等を勘案して必要と認める者に対し、平時において、別表に掲げる腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第2条第1号及び第2号に掲げる者(前項の規定により腕章等を交付された者を除く。)並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等が発生した場合に、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第5条 市長は、前条の規定に基づき腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所、車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため場所等ごとに別表に掲げる旗及び車両章(以下「旗等」という。)を併せて交付するものとする。

(訓練等における腕章等の使用)

第6条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練又は啓発を実施する場合に、第2条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができる。

(特殊標章の交付の特例)

第7条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、第3条第2項の規定による対象者からの申請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、特殊標章等(特殊標章に限る。)を交付することができる。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章の交付を受けた者に対し、当該特殊標章の返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第8条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、特殊標章再交付申請書(別記第3号様式)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により特殊標章の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付等)

第9条 市長は、第4条の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書(別記第4号様式。以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第10条 前条の規定により身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、身分証明書再交付・記載事項変更申請書(別記第5号様式)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明

書の記載事項に変更があった場合も、また同様とする。

2 前項の規定により身分証明書の再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（身分証明書の有効期間等）

第11条 第4条第1項の規定により腕章等の交付を受けた者に係る身分証明書の有効期間は、交付を受けた者がその身分を失った時までとする。

2 第4条第2項の規定により腕章等の交付を受けた者に係る身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容を考慮して市長が必要と認める期間とする。

3 前項の場合において、身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の有効期間が満了したときは、当該身分証明書の更新を受けることができる。この場合においては、第4条の規定を準用する。

（特殊標章等の保管）

第12条 市長は、特殊標章等に係る交付申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（特殊標章等の返納）

第13条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、対象者でなくなったとき又は市長から求めがあったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

（濫用の禁止）

第14条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

（周知）

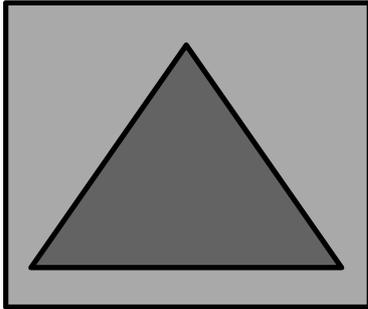
第15条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、特殊標章等を交付する時その他適切な機会において、特殊標章等の意義、その使用及び管理等についてあらかじめ周知を図るものとする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

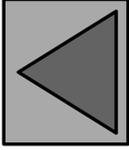
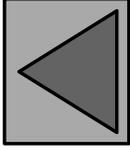
附 則
この告示は、令和元年11月13日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下隅に付する。 （例：奈良市 1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展開又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

第4号様式 (第9条関係)

表面

 奈良市長 身分証明書 IDENTITY CARD	 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel
氏名 / Name 生年月日 / Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日 / Date of issue 証明書番号 / No. of card 許可権者の署名 / Signature of issuing authority 有効期間の満了日 / Date of expiry	

第3号様式 (第8条関係)

特殊標章再交付申請書

(宛先) 奈良市長	年 月 日
申請者	
住所 (電話番号)	
氏名	印
奈良市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり特殊標章の再交付を申請します。	
1 再交付を受けたい特殊標章の種類、数量及び登録番号	
2 紛失 (破損等) 年月日	
3 紛失の状況 (破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄
備考 ※印の欄は記入しないこと。	

第5号様式 (第10条関係)

裏面

身長/Height.....	眼の色/Eyes.....	頭髪の色/Hair.....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information		
血液型/Blood type _____		
.....		
.....		
.....		
所持者の写真 / PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

身分証明書再交付・記載事項変更申請書

(宛先) 奈良市長	年 月 日
申請者	
住所 (電話番号)	
氏名	印
奈良市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり身分証明書の再交付(記載事項の変更)を申請します。	
1 再交付を受けたい(記載事項の変更に係る)身分証明書番号	
2 紛失(破損等)年月日又は記載事項変更年月日	
3 紛失の状況又は記載事項変更の内容(破損等の理由又は記載事項の変更前・変更後)	
4 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 ※印の欄は記入しないこと。

(令和元年11月13日揭示済)

奈良市告示第336号

奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年11月18日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱（平成23年奈良市告示第702号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第4号を次のように改める。

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所をいう。）

第1条の2に次の1号を加える。

(5) 認知症対応型通所介護事業所（法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所をいう。）

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第5条の規定により交付する補助金の額が1事業につき800,000円未満となる事業（非常用自家発電設備整備を除く。）

第5条中「7,370,000円を限度とする。」を「7,730,000円を上限とし、800,000円を下限とする（下限にあっては、非常用自家発電設備整備を除く。）」に改める。

別記第1号様式及び第5号様式中「737万円を限度とする。」を「773万円を上限とし、80万円を下限とする（下限にあっては、非常用自家発電設備整備を除く。）」に改める。

附 則

この告示は、令和元年11月18日から施行する。

(令和元年11月18日揭示済)

奈良市告示第345号

昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部を次のように改定し、令和2年3月31日から適用します。

令和元年11月25日

奈良市長 仲川 元庸

第2項中 「三井住友信託銀行株式会社
株式会社商工組合中央金庫」 を

「三井住友信託銀行株式会社」に改める。

(令和元年11月25日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第3号

庁 内 一 般

関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年11月29日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条子ども未来部長の部分中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子育てのための施設等利用給付に要する費用の支出負担行為の決定

附 則

この訓令は、令和元年11月29日から施行する。

(令和元年11月29日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第10号

奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月21日

奈良市代表監査委員 東 口 喜代一

奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員に関する規程（昭和39年奈良市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年11月21日揭示済)